

事務連絡
令和元年12月20日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第55回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で申請可能（○又は△）としている支援措置を活用する事業です。
- 3 事前相談を12月20日（金）から1月9日（木）まで受け付けます。
- 4 認定申請を1月21日（火）から1月24日（金）まで受け付けます。
- 5 認定は3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。今認定回においては、企業版ふるさと納税の制度延長・拡充や認定申請書式の変更・省略等、複数の変更がございますので、別添2「第55回地域再生計画の認定申請における主な変更点について」を併せて御確認ください。

なお、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請については「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第55回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

記

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で申請可能（○又は△）としている支援措置※を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

なお、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請については、「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第55回地域再生計画認定申請受付）（通知）（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）」を御参照ください。

※ ○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附に係る課税の特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

- 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

については、「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）により措置されます。今後内容が変更となることもありますのであらかじめ御了承ください。

(2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、実施する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

なお、次に掲げる支援措置は、地域再生計画の認定時期がその他の支援措置に係る地域再生計画と異なる可能性があります。

ア 令和元年度補正予算により措置されるもの

○地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分）

イ 令和2年度税制改正により措置されるもの

○企業版ふるさと納税

○地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

○小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

これらの支援措置に係る地域再生計画については、一の計画にその他の支援措置を活用する事業と併せての記載は行わず、認定申請を行ってください（既に認定を受けた地方創生推進交付金に係る地域再生計画について、企業版ふるさと納税を併用する変更認定申請を行う場合を除く。）。

2 事前相談

認定申請に先立ち、活用する支援措置ごとに、次のとおり事前相談を受け付けます。活用する支援措置によっては事前相談が必須であるものがありますので、御注意ください※。

※ 事前相談が必須である支援措置を活用する事業に係る地域再生計画が、事前相談を経ずに認定申請が行われた場合は、当該認定申請を受け付けることができない場合があります。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置ごとの事前相談の有無等は、次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

活用する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生推進交付金※1 ・ 地方創生拠点整備交付金※1 ・ 地方創生整備推進交付金※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業版ふるさと納税 ・ 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用※3 	左2欄以外の支援措置
事前相談の有無	なし	任意	必須
事前相談期間	令和元年12月20日（金） ～令和2年1月9日（木）17時		

※1 企業版ふるさと納税と併用する場合を除く。

※2 事前相談は令和元年10月31日～11月22日に実施済

※3 既に認定を受けた併用事業の変更又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とする変更の場合のみ

地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する地域再生計画については、事前相談を行いません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談については、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

- ・ 2020年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ）に係る実施計画等の作成及び提出について（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

- ・ 地方創生拠点整備交付金（令和2年度当初予算分）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成し、又は変更してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和元年12月20日一部改正）及び（各論）（令和元年12月20日一部改正）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。

なお、今認定回から、地域再生計画の作成又は変更について次の変更点がありますので、御注意ください。

ア 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の記載事項の抜本的簡素化

企業版ふるさと納税を活用する事業については、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（企業版ふるさと納税を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが明らかである程度に特定した記載）で足りることとしています（以下この取扱いを「大括り化」という。）。

これに伴い、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画については、原則1地方公共団体につき1計画の作成で足りることとなります。他方、過去に認定を受けた地域再生計画に係る企業版ふるさと納税を活用する事業を継続する場合等は、当該認定を受けた地域再生計画を変更することもできます※。

なお、地域再生計画の作成にあたっては、別添5を御参照ください。

イ 変更認定申請に係る新旧対照表の作成不要化

今認定回から、地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要としました。事前相談に当たっては、新旧対照表に替えて、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定（変更認定及び軽微な変更を含む。）を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）のwordファイルを御提出ください。提出すべき地域再生計画を迷われる場合は、内閣府地方創生推進事務局にお問合せください。

(例) 第52回認定で認定、第53回認定で変更認定、第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画を今認定回（第55回認定）で変更認定を受けようとする場合に提出する地域再生計画

- 第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画（wordファイル）
- 今認定回で変更しようとする内容を反映した地域再生計画（上記第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画のwordファイルに変更を加えたもの）

※ 令和2年1月上旬の地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の改正により措置される見込みです。

(3) 事前相談の方法

事前相談は、令和元年12月20日（金）から令和2年1月9日（木）17時まで、活用する支援措置ごとにアの(ア) から(カ) までに掲げる提出データをそれぞれ定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

提出データの様式は、認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画については、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9ページ御参照）を除き、事前相談を行ってください。

また、(2) のとおり、企業版ふるさと納税については、地域再生計画の記載事項の抜本的簡素化等、前回認定回からの変更事項が複数ありますので、積極的に事前相談を御活用ください。

ア 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

(ア) 企業版ふるさと納税のみ

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_04 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	e.chiiki@cao.go.jp 及び kigyou-furusatoc@cas.go.jp
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式07	
地方版総合戦略全文※2※3	貴団体作成のもの	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

※3 新規認定申請(個別事業に係る地域再生計画)の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。

(イ) 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用
(既に認定を受けた併用事業の変更又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とする変更のみ)

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	e.chiiki@cao.go.jp 及び kigyou-furusatoc@cas.go.jp
変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式07	
地方版総合戦略の該当箇所抜粋※2	貴団体作成のもの	
地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画	今回申請するもの	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分については交付金のみに係る地域再生計画の取扱い(1)御参照)に準じて事前相談は行いません。企業版ふるさと納税活用部分については、(ア)により事前相談を活用できます(事前相談は任意です。また、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画を併せて御提出ください。))。

(ウ) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.chiiki@cao.go.jp 及び
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※	nihonban-ccr c.n2c@cas.go.jp
生涯活躍のまち事前相談様式	申請様式08	

※ 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

(I) 地域再生エリアマネジメント負担金制度

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.chiiki@cao.go.jp 及び
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※	e.area-management1@cao.go.jp
地域再生エリアマネジメント負担金事前相談様式	申請様式09	

※ 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

(オ) 商店街活性化促進事業計画に基づく特例

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.chiiki@cao.go.jp 及び
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※	shoutengai@cao.go.jp

※ 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

(カ) (ア) から (オ) まで以外の支援措置

提出データ	様式	提出先
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※を変更してください。)	e.chiiki@cao.go.jp
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※	

※ 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

(注) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金については、事前相談を行いません(1) 御参照)。

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

活用する支援措置	申請区分	メール件名
1 企業版ふるさと納税のみ	新規	【事前相談】【応援税制(新規)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画
	変更	【事前相談】【応援税制(変更)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画
2 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用	変更	【事前相談】【併用(変更)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画
3 1及び2以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他(新規)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画
	変更	【事前相談】【その他(変更)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題(件名)のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【事前相談】【応援税制(新規)】(〇〇県〇〇市)第55回地域再生計画<1/2>

(4) 事前相談に当たっての留意事項

ア 地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する場合

地方における本社機能強化を行う事業者に対する特例を活用する地域再生計画の認定申請を行おうとする場合は、(3)による事前相談を実施する前に、下記連絡先まで必ず相談をしてください。

<連絡先>

内閣府地方創生推進事務局

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課内)

TEL : 03-3501-0645

E-mail : kyotennzei@meti.go.jp

イ データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

3 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（「4 軽微な変更の報告について」及び地域再生計画認定申請マニュアル（総論）9ページ御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

なお、次に掲げる支援措置は、地域再生計画の認定時期がその他の支援措置に係る地域再生計画と異なる可能性があります。

ア 令和元年度補正予算により措置されるもの

- 地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分）

イ 令和2年度税制改正により措置されるもの

- 企業版ふるさと納税
- 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

これらの支援措置に係る地域再生計画については、一の計画にその他の支援措置を活用する事業と併せての記載は行わず、新規で地域再生計画を作成の上、認定申請を行ってください（既に認定を受けた地方創生推進交付金に係る地域再生計画について、企業版ふるさと納税を併用する変更認定申請を行う場合を除く。）。

(1) 認定申請受付期間

令和2年1月21日（火）から24日（金）17時まで

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。地域再生計画の作成又は変更にあたっては、本事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成してください。また、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 地方創生推進交付金のみを活用する場合・・・・・・・・・・ 別添3
- 地方創生拠点整備交付金（令和元年度補正予算分・令和2年度当初予算分）のみを活用する場合・・・・・・・・・・ 別添4
- 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税を併用する場合（既に認定を受けた併用事業の変更又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とする変更のみ）
・・・・・・・・・・ 別添6

なお、今認定回から、地域再生計画の作成又は変更について次の変更点がありますので、御注意ください。

ア 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の記載事項の抜本的簡素化

企業版ふるさと納税を活用する事業については、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（企業版ふるさと納税を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが明らかである程度に特定した記載）で足りることとしています（大括り化）。

これに伴い、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画については、原則1地方公共団体につき1計画の作成で足りることとなります。他方、過去に認定を受けた地域再生計画に係る事業を継続する場合等は、当該認定を受けた地域再生計画を変更することもできます※。

なお、地域再生計画の作成にあたっては、別添5を御参照ください。

イ 区域の付近見取図の提出の一部不要化

今認定回から、地域再生計画の区域の範囲が、市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の本文における記載において具体的に特定することが可能な場合は、区域の付近見取図の提出を不要としました。

ウ 工程表の記載内容の簡素化

今認定回から、これまで工程表に併せて記載することとしていた工程の内容説明について、記載を不要としました。これに伴い、工程表の様式が変更となっていますので御注意ください。

エ 変更認定申請に係る新旧対照表の作成不要化

今認定回から、地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要としました。事前相談に当たっては、新旧対照表に替えて、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定（変更認定及び軽微な変更を含む。）を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）のwordファイルを御提出ください。提出すべき地域再生計画を迷われる場合は、内閣府地方創生推進事務局にお問合せください。

（例）第52回認定で認定、第53回認定で変更認定、第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画を今認定回（第55回認定）で変更認定を受けようとする場合に提出する地域再生計画

- 第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画（wordデータ）
- 今認定回で変更しようとする内容を反映した地域再生計画（上記第54回認定で軽微な変更報告を行った地域再生計画に変更を加えたもの）

※ 令和2年1月上旬の地域再生法施行規則の改正により措置される見込みです。

オ 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の記載事項の変更及び地域再生計画作成支援ツールの配布

新規の地方創生推進交付金に係る地域再生計画の作成に関して、後日地域再生計画の作成支援ツールの配布を行います。当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。

(3) 認定申請の方法

認定申請は、令和2年1月21日（火）から令和2年1月24日（金）17時までに、活用する支援措置ごとにアの(ア) から(ク) までに掲げる申請書類のデータをそれぞれ定める申請先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。ただし、認定申請書については、押印済PDFデータを申請先メールアドレスに送付した上で、原本を別途下記郵送先まで郵送してください。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）等を必ず御確認ください。また、地域再生計画の作成又は変更に当たり、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織し協議を行ったときは、当該協議の概要が添付書類として必要です。詳細は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）30ページ及び（各論）、各支援措置に係る要綱及びガイドライン等を御確認ください。

申請様式は認定回及び活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

<押印済認定申請書原本の郵送先>

地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書については、申請書原本を次の宛先へ郵送してください（簡易書留等、配達記録が確認できる方法を御利用ください。）。

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階
内閣府地方創生推進事務局（地域再生計画認定担当）

- ・封筒に「地域再生計画申請書在中」と朱書してください。
- ・認定申請書原本以外の書類の同封は不要です。

ア 認定申請における申請書類等

(7) 地方創生推進交付金のみ

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e.chiiki@cao. go.jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を 変更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	
地方版総合戦略の該当箇所抜粋※2※3	貴団体作成のもの	
地方創生推進交付金実施計画	今回申請するもの	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

※3 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分については、上記申請書類等により認定申請を実施してください。

(イ) 地方創生拠点整備交付金のみ (令和元年度補正予算分・令和2年度当初予算分
共通)

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_02又は03_03 (変更の場合は直近認定回 で使用したwordファイル※1 を変更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwo rdファイル(セットとな ったもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	
地方版総合戦略の該当箇所抜粋※2※3	貴団体作成のもの	
地方創生拠点整備交付金整備対象施設 の施設整備計画	今回申請するもの	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

※3 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分については、上記申請書類等により認定申請を実施してください。

(ウ) 企業版ふるさと納税のみ

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou-furusato@ca s. go. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_04 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を変 更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	
地方版総合戦略全文※2※3	貴団体作成のもの	
企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式07	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 新規認定申請(個別事業に係る地域再生計画)の場合は、地方版総合戦略の該当箇所を抜粋して提出してください。変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ(地方版総合戦略は該当箇所を抜粋して)提出してください。

※3 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、企業版ふるさと納税活用部分については、上記申請書類等(地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画を含む。)により認定申請を実施してください。その際、大括り化地域再生計画を作成することも、個別事業に係る地域再生計画を作成することも可能です。

(I) 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用
(既に認定を受けた併用事業の変更又は地方創生推進交付金のみを活用する事業を併用事業とする変更のみ)

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go. jp
地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_02	
地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	
変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	
地方版総合戦略該当箇所抜粋※2※3	貴団体作成のもの	
企業版ふるさと納税事前チェックシート	申請様式07	
地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画	今回申請するもの	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

※3 別添7を御参照の上、提出する地方版総合戦略を確認してください。

(注) 新規事業について又は企業版ふるさと納税のみを活用する事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。この場合において、交付金活用部分については(ア)又は(イ)により、企業版ふるさと納税活用部分については(ウ)により認定申請を実施してください。

(オ) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp 及び nihonban-ccrc. n2c@cas. g o. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を変 更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

(カ) 地域再生エリアマネジメント負担金制度

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp 及び e. area-management1@cao. g o. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を変 更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

(キ) 商店街活性化促進事業計画に基づく特例

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp 及び e. area-management1@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を変 更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

(ク) (ア) から(キ) まで以外の支援措置

申請書類	様式	申請先等
基礎データ表ver. 27	申請様式01	e. chiiki@cao. go. jp
地域再生計画認定申請書又は 地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
地域再生計画	申請様式03_05 (変更の場合は直近認定回で 使用したwordファイル※1を変 更してください。)	
(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図※2	申請様式04	
工程表※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、当該書類に変更がある場合にのみ提出してください。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

	活用する支援措置	申請区分	メール件名
1	地方創生推進交付金のみ	新規	【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
		変更	【正式提出】【推進（変更）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
2	地方創生拠点整備交付金のみ <u>（令和元年度補正予算分）</u>	新規	【正式提出】【拠点整備・補正】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
3	地方創生拠点整備交付金のみ <u>（令和2年度当初予算分）</u>	新規	【正式提出】【拠点整備・当初】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
4	地方創生拠点整備交付金のみ <u>（平成30年度補正予算分）</u>	変更	【正式提出】【拠点整備・継続変更】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
5	企業版ふるさと納税のみ	新規	【正式提出】【応援税制（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
		変更	【正式提出】【応援税制（変更）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
6	地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用	変更	【正式提出】【併用（変更）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
7	地方創生整備推進交付金のみ	新規	【正式提出】【公共交付金（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
		変更	【正式提出】【公共交付金（変更）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
8	1 から 7 まで以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第55回地域再生計画<1/2>

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合は、代表団体でとりまとめた上、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書を連名で作成し、代表団体がその他の認定申請書等と合わせて送付してください。

イ データ送付方法

ファイル転送サービスについては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 27」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

4 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

5 その他

(1) PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画で設定したKPIについては、計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、地方公共団体におかれましては、中間目標によって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば「2 事前相談」の事前相談と併せて御相談ください。

(2) 認定の公示の方法

令和元年9月26日付け地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第32号）の施行に伴い、地域再生法第5条第18項の規定による公示は、官報による公示から内閣府ホームページによる公示に変更しております。

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 第55回地域再生計画の認定申請における主な変更点について
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【推進交付金のみ】
- ・ 別添4 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【拠点整備交付金のみ（令和元年度補正予算分）】
- ・ 別添5 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【応援税制のみ】
- ・ 別添6 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】（変更認定申請）
- ・ 別添7 第55回地域再生計画認定において提出する地方版総合戦略について
- ・ 別添8 地域再生計画の記載イメージ（生涯活躍のまち関連）
- ・ 別添9 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）
- ・ 別添10 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業関連）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式（申請様式02_02については後日提供）